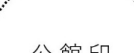


婚姻関係にない日本人母と外国人父の間に生まれた子の場合

出生届

届け出る日を記入 令和 2 年 2 月 1 日 届出
(郵送の場合は記入日)

在スペイン日本国 総領事 大使 殿

受理	令和	年	月	日	
第				号	
送付	令和	年	月	日	
第				号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
------	------	------	-----	----	-----	----



(1) 生まれたとき	(よみかた)	にほん	しょうこ	父母との続柄	☐ 嫡出子 (長男) ☐ 男 ☒ 嫡出でない子 (長女) ☒ 女
	子の氏名	日本	マリア省子		夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」
(2) 生まれたところ	生まれたとき	令和 2 年 1 月 21 日 ☐ 午前 10 時 2 分 ☒ 午後			
	生まれたところ	スペイン国マドリード県マドリード市ホアキンコスタ通り28番地			
(4) 住	所	スペイン国マドリード県マドリード市セラーノ通り109番地2階A			
	世帯主の氏名	ゴンサレスヒメネス	世帯主との続柄	子	
父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢)	父	記入不要		母	日本 花子
	父	記入不要		母	日本 花子
本籍及び	国	東京都千代田区霞が関二丁目2番			
	筆頭者の氏名	日本 一郎	父の国籍	記入不要	母の国籍 日本国
同居を始めたとき	記入不要 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)				
子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☒ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) ☐ 4. 3にあってはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇) ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯				
父	子は日本国籍の母から出生することにより日本国籍を取得します。母が自身の父母の戸籍に同籍している場合は、母について新戸籍を編製した上で子を入籍させることとなります。スペインで出生し、父が明らかになっている場合には、出生届と同時に認知届の提出が必要です。				
母	母の職業 保する 署名 (※押印は任意) 印				
子の出生登録証明書添付	子の出生登録証明書を添付する。 母につき、東京都千代田区霞が関二丁目2番に新戸籍を編成し、子が入籍する。 (注：スペインの出生登録証明書に記載されている名前と日本への出生届の名前を変える場合には、例えば下記のとおり記入する。) 出生登録証明書には、マリアと記載されているが、戸籍にはマリア省子と届け出る。				
届出	☐ 1. 父 ☒ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長				
住所	スペイン国マドリード県マドリード市セラーノ通り109番地2階A				
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2番 筆頭者の氏名 日本 一郎				
署名	日本 花子 印 平成 2 年 9 月 2 日 生				
事件簿番号	※押印は任意				

世帯主である
父の認知の届
け出がない場
合は、「妻
（未届）の
子」と記入し
てください。

本籍地は
ハイフン
(-)等を使
わず戸籍通り
に記入。
×霞が関2-2
○霞が関2丁
目2番

母親がすでに
戸籍の筆頭者
となっている
場合は記入し
ない。

子は日本国籍の母から出生することにより日本国籍を取得します。母が自身の父母の戸籍に同籍している場合は、母について新戸籍を編製した上で子を入籍させることとなります。スペインで出生し、父が明らかになっている場合には、出生届と同時に認知届の提出が必要です。

※押印は任意。

(届出人の連絡先及び電話番号) **+34-00-000-000**

誤って記入した部分は横線で削除し、上部等の余白に正しく記入してください。
修正液・修正ペンは使わないでください。